

## 第 1 回研究会における主な御意見（要約版） （「適用範囲・特別加入」、「家事使用人」及び「暫定任意適用事業」関係）

### 【適用範囲・特別加入】

- フリーランス全般が特別加入制度の対象となり、新たなフェーズに入ったと認識。保険料が自己負担となる特別加入は、加入が進まないとの声もあるものの、特定フリーランスの特別加入団体は、加入のハードルを下げ、積極的に取り組んでいると思う。
- 建設業では、かねてから労働災害防止のために発注者に安全経費（一人親方等の労災保険の特別加入に必要な費用）の積算を求めている。こうした保険料相当額の上乗せを業界が自主的に取り組んでいくことにより、フリーランスあるいは一人親方に、安心して仕事をしていただけるのではないかとと思われる。この点、労災保険本体の適用拡大をするという意見もあるかとは思いますが、特別加入の促進と保険料の支援が現実的な方策である。
- 「今後の労働安全衛生対策について(報告)」をみると労働安全衛生法での議論について、個人事業者の保護にこれまでより一步踏み込んで、考えている印象。  
労働安全衛生法の議論を踏まえると、フリーランスや個人事業主に対する労災保険の適用については、中長期的に見た場合にどのような在り方が考えられるかという点に関心がある。
- 労災保険は労基法との結び付きが非常に強固であり、労基法の適用対象でない者については、保険料が完全自己負担であるにもかかわらず、一定の要件を課して加入を制限している特徴。現行法を前提とすれば、整合的な体系であり、一定の合理性のある制度だと評価できる一方、フリーランスや個人事業主の働き方の実態、ニーズに合った制度かということについては改めて検討の余地がある。非常に慎重な検討が必要であるが、労基法の適用対象ではない者についても、労災加入の必要性が高いものについては、現行の特別加入ではなく、何らかの特別な手段を採っていく、あるいは端的に強制加入とすることが論点となり得る。  
同時に、例えば民間保険の役割であるとか、必ずしも現行制度を前提とした強制加入の拡大に限られない様々な選択肢もあり得る。あるいは特別加入としたときには、保険料負担が一番問題になってくるが、フリーランスなどの保険料について、その一部を業務の委託者が負担する可能性をいかに開いていくか、諸外国の取組も参考にしつつ検討してはどうか。
- 労災保険制度の対象者を労基法上の労働者に限定する必要性を再検討し、働く人がその働き方にかかわらず労災保険に強制加入して補償を受けられるようにするという、抜本的な制度改革も長期的な視点としては考え得るのではないか。特に、労働基準法上の災害補償と労災保険制度は別の制度であることを強調するのであれば、なおさら労災保険独自の適用対象者というものも観念し得るのではないか。
- 一人親方等と特定作業従事者の間での振り分けがどのようになされているのか判然としない。近年の特別加入の対象拡大が、その時々アドホックな対応であったことの表れの

ように感じられる。

- 従来から特別加入の対象については、労働者に準じた保護を必要とする者、それについて一定の着眼点から、その業務の危険度や、あるいは技術的な観点を含めて、業務の範囲の明確性、特定性といった観点から、具体的な対象を省令で定めるという形で対応してきたと理解。一方、今般の特定フリーランスを特別加入の対象とする改正については、特定フリーランスの働き方に対応して、その労災リスクも非常に多様であることから事業や作業の特性に着目するという従来の拡大の仕方とは相当異なった面がある印象を受ける。

就労形態の変化、多様化を受けて、特別加入の対象に関しての基本的な考え方について、今一度整理しておくことにも意義があるのではないか。

### 【家事使用人】

- 家事使用人に関して、労働基準法の適用が除外されていることについては、労働基準関係法制研究会で取りまとめられた報告書案では、家事使用人の働き方の変化などを踏まえ、家事使用人のみを特別視して労基法を適用除外すべき事情に乏しくなってきたとし、適用除外を見直す方向の意見が示されている。

今後、家事使用人について、労基法の適用が除外されるのであれば、労災保険による補償を受けられる前提で議論するべきだが、その一方で、家事使用人を雇用する私家庭の労災への加入、保険料負担については、監督指導の在り方を含めて丁寧な議論が必要。

- 個人家庭に雇用される家事使用人は、事業に使用される者ではないことから、適用除外の対象にはしないとしても、当然に労災保険の適用対象とすることも課題が大きい。労災保険による保護を及ぼすべきだというような判断をした場合に、具体的にどのような仕組みが必要なのかという点は重要であり、難しい課題と認識。事業に使用される者ではないということを踏まえ、現行の特別加入の枠組みの更なる活用といった方向の議論の可能性も残されているのではないか。

### 【暫定任意適用事業】

- 労災保険の暫定任意適用事業は、全面適用の方向で進めるべき。同じ労働保険である雇用保険にも同様の問題がある。雇用保険では、農林水産の事業は事業所の把握が困難な場合が多く、雇用関係や賃金支払関係が明確でない場合が多いため、全面適用は事務的に困難であり、実行を期し難いなどと説明されるが、IT 社会において情報関係の整備が進む中、全面適用する環境が整いつつある。社会・経済の動きに応じ、当然適用事業化を全面的に推し進めるべき。